

一八・一九世紀南マラータ地方における知行領主制

——特にバトワルダン家について——

深 沢 宏

一 序言

一七世紀中頃シヴァージー・ボンスレー(一六三〇—八〇年)が西ガート山脈沿いに建設したマラータ王国は、小さな官僚制的中央集権国家であり、ここでは、官職は世襲でなく、官僚・武将も知行給ではなく貨幣給を支給されるのが原則であった。しかしシヴァージーを継いで即位した長子サンバージーは一六八九年ムガル軍勢の急襲を受けて殺され、王子シャーフー(シヴァージー二世)もムガルの捕虜となり、国土はムガルに占拠された。その後約二〇年間は、マラータの勢力にとって危機の時期であると同時に、国家構造の大きく変質する端緒となっ

た時期でもあった。この間、サンバージーの弟ラージャールームがまず即位し、デカンの各地を転々と移動しながら、マラータ武将たちのゲリラ戦闘を指導した。その際、ムガル勢力は、マラータ武将たちを脱落させるため、高官への採用と知行の授与を提示し、これに応じてムガルに転向する者も現われた。マラータ首脳部は、かかる離脱を防止するためにも、武将たちに対し、各自の奪還した地域を知行として承認する政策をとらねばならなかった。こうしてゲリラ戦闘の二〇年間にマハーラーシュトラーの各地にマラータ武将の所領が点在することになった。

一七〇七年ムガル皇帝アウラングゼーブが没すると、

帝国体制の解体が始まり、その機会に、マラータの王子シャーフーは虜囚を解かれて帰国して来た。その頃マラータ王国ではラージャラムの子シヴァージー三世が即位していたが、これとシャーフーとの間で王位継承権について何回か戦闘が行なわれた。結局シャーフーが勝ち、サタラを都として即位し(在位一七〇八―一四九年)、彼は従弟たちに王国の南部コルハール地域を与えて分国とした。この王位継承戦争とその後の王国の分割に際し、ゲリラ戦争以来の武将の多くは従弟側を支持し、コルハール分国に仕えるか、各自の所領に引退した。これに対しシャーフーを支持したのは、主としてマハーラーシュトラ北部に散在した無名の領主層や、特にコンカン出身のバラモンで、プーナ地区徴税官であったバーラーギー・ヴィシュワナート・バットであった。シャーフーは即位に最も功績したこれらの人物を中央の諸大臣などの要職に就け、特にバーラーギーを宰相に抜擢した(在職一七一三―二〇年)。そして王はこれら中央の要職を世襲とし、各地に世襲知行をも与えた。更に、王は統治の実務に適さない人物であったので、王国の実権は徐々に宰相の手中に移った。初代世襲宰相バーラーギー

は、王の名代として、シヴァージー時代の王国固有の領土をムガルから奪還した。第二代宰相(在職一七二〇―一七四〇年)は、「ヒンドゥー帝国」建設の野望を抱き、一七三〇年頃プーナに宰相府を開き、ムガル帝国の解体に乗じて、武将たちを諸方に派遣し、各自の占拠した地域をそれぞれ永代知行として認めた。こうしてマハーラーシュトラを越えて、中央インド、西部インド、北部インドの各地にマラータの諸侯領が成立した。これらの諸侯は、名目的にはサタラの王に対し、実質的にはプーナの宰相に対して、伺候、貢納、参軍の義務を負い、所領のほぼ完全な自治を認められた。こうして、一八世紀に復活したマラータ王国は、プーナの宰相を中心とする諸侯のゆるやかな連合体制であった。かつて別の機会に検討されたように、ムガル帝国でも、その他のムスリム王国でも、官僚・武将に対して一定地域を知行として与える制度があったが、これらは短期交替を原則としたのに対し、一八世紀マラータ王国では、諸大臣の知行も、諸侯のそれも事実として世襲であった。何故に知行の世襲化が生じたのかという問題は、これら諸侯領の内部構造の問題と同じく、まだ殆ど研究されていない問題であり、私自身

近い将来に折りを見て研究してみたいと考えている。

本稿の課題は、マハーラーシュトラ以外の地域に成立したマラータ諸侯領の構造ではなく、サタラの王又はその名代として世襲宰相が直接に支配したマハーラーシュトラ地域における官職知行制である。先に言及された如く、一七世紀末から一八世紀前半にかけて、王国固有の領土^{ジュヤ}においても、王や宰相の高官・武将对して知行が与えられ、この傾向は一八世紀後半にも続いた。こうしてマハーラーシュトラの各地に、特に南部一帯(カラナ地方の一部も含めて「南マラータ地方」と呼ばれる)に、恐らく百家族を越える官職知行領主(sardar, sarajāmi-dar、又は jādgarīdar などと呼ばれたが実体に差異はなかったと思われる)が居ることになった。⁽³⁾ これらの中には、一六・一七世紀にアーデル・シャーヒー王朝の官職知行を与えられて、そのまま世襲化したり、一七・一八世紀にムガル皇帝やその後継者ハイデラバードのニザームに知行を与えられ、それをマラータ政府に追認してもらった者も若干居たが、⁽⁴⁾ 大部分は、一七世紀末以来、特に一八世紀全般を通してマラータ政府によって造出されたものである。かかる官職知行のうち、小規模のものは

かなり頻繁に交替されたが、少なくとも大規模のものは事実上世襲化し、時には名目的にも世襲を承認されるものが多かった。従って、王や宰相の直轄地域と言っても、彼ら⁽⁵⁾がその全域に一円支配を樹立し、家産官僚体制を實現したわけではなく、その中に、多数の世襲化した知行領主を内包していたわけである。本稿は、かかる知行領主のうち、一八世紀後半に最大の領主の一つであったバトワルダン家を選び、一八世紀におけるその知行支配の構造と内容を出来るだけ経験的に検討し、次いで一九世紀東インド会社による知行領主政策を概観することを意図している。そうすることによってインド史における「封建制」のあり方と、植民地支配によるその変貌との一端が明らかになると思われる。特にバトワルダン家を選んだのは、他の知行領主に比して、この家族に関する資料が比較的が多いということ以外に差当り特別の理由はない。

(1) 以上の経過について、詳しくは近く発表される筈の拙稿「マラータとシク——地域民族国家の成立と崩壊——」

(岩波講座『世界歴史』第一三巻所収)を参照されたい。

(2) 拙稿「アーデル・シャーヒー王朝の地方支配に関する

る「研究」(一橋大学研究年報『経済学研究』8)第六章及び拙稿「十七世紀デカンにおけるムガル帝国の支配——特に官職知行制度とその荒廃——」(『一橋論叢』六二・一)二一—三〇頁を参照。

(3) 正確な数は明らかでない。G. C. Vad selected; P. V. Mawjee & D. B. Parasnis ed., *Kaifiyats, Yatis, etc., containing Historical Accounts of Certain Families of Renown in the Deccan and Southern Maratha Country under the Mohammedan and Maratha Governments*, Poona, 1908, pp. 1—2 には、一九世紀前半英人行政官の集めたメモに基づいて、マラータ・カーストの知行領主二三家族、バラモン・カーストの知行領主三六家族、ムスリム領主三家族、計六一家族を挙げているが完全ではない。他方 E. W. West, *A Memoir of the States of the Southern Maratha Country drawn up for the Government*, Bombay 1869, pp. xiv—xxi には、一九世紀中葉南マラータ地方だけの群小藩王国八三を挙げているが、この中には元来同一家族に属して、一九世紀に分割されたものも多数含まれているので正確でない。

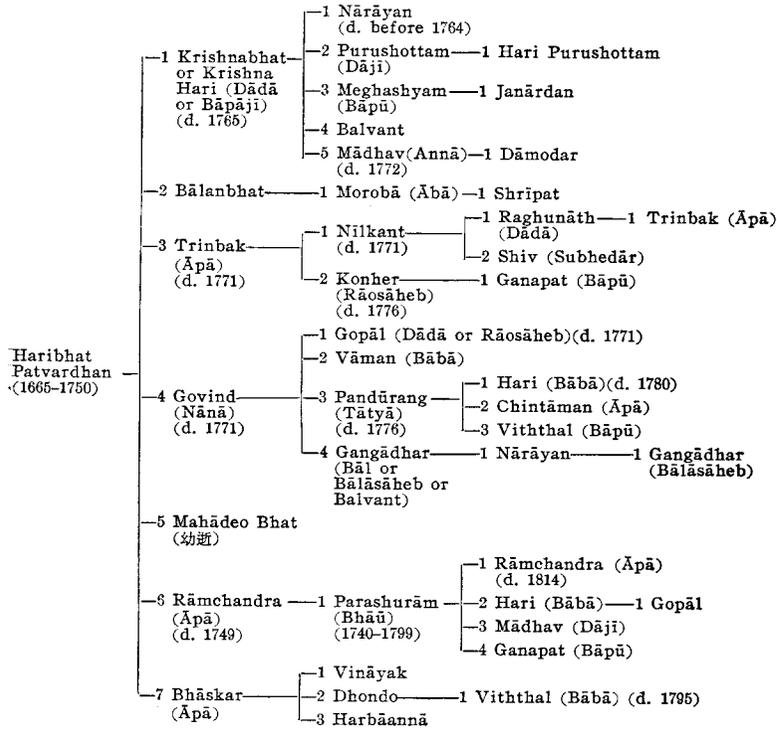
(4) *Kaifiyats, Yatis, etc.*, op. cit., pp. 41—8, 59—63, 63—4, 84—5, 230—51.

(5) 本稿の依拠する主な資料は次の三つである。(1) G. C. Vad prep.; P. V. Mawjee & D. B. Parasnis ed., *Selections from the Satara Rajas and the Peshwa's Diaries*,

9 vols., Poona, 1906—11. (以下に SSRPD と略記する。) これらについて拙稿「十八世紀マラータ王国の国家とカースト」(『一橋論叢』四九・五)四二—四頁を参照。(2) V. V. Khare (Sanskrit Teacher of Miraj High School) ed., *Atikashik-Leh-Sangrah*, 15 vols., Kurundwad, Miraj, or Poona, 1897—1948. (以下に ALS と略記する。) これはバトワルダン家族のラミ分家文書を中心とした戦史・政治史に関する記録を七二七二通選択したものである。第一三巻から第一五巻までは V. V. Khare の手記。V. V. Khare が編集している。一橋大学図書館所蔵のこの「文書集」は第三巻と第六巻が欠落しており、私はこの二巻を参照することが出来なかった。(3) E. W. West (Assistant to the Political Agent, Kolhapore and Southern Maratha Country), *A Memoir of the States of the Southern Maratha Country drawn up for the Government*, Bombay, 1969, pp. xxi+249+ccxi (Selections from the Records of the Bombay Government, No. CXIII-New Series). (以下に E. W. West と略記する。) これは、最後の補録に、一九世紀英文公文書のほか、(1) に収録されてない一八世紀後半バトワルダン家に対して宰相が与えた「徴収承認書」三通を含んでいる。

二 バトワルダン家の台頭

18世紀バトワルダン家系譜



[資料] V. V. Khare ed., *Aitihāsik-Lekh-Sangrah*, vol. I, Kurundvad, 1897, p. 7.

G. S. Sardesai, *Historical Genealogies*, Bombay, 1957, p. 75.

E. W. West, *A Memoir of the States of the Southern Maratha Country*, Bombay, 1869, p. 1.

[注] Haribhat の七名の子息の順位は、V. V. Khare 及び E. W. West と、G. S. Sardesai とでやや異なっているが、ここでは前二者に従った。

カッコ内は渾名又は愛称。これらの人名の後は、敬称の意味で rāo や pant などの接尾詞がついているが、ここでは省略した。また生没年は G. S. Sardesai に依ったが、V. V. Khare の文書によって若干修正した。いずれにせよ必ずしも正確ではない。

バトワルダン家は、宰相やその側近の要職をほぼ独占した一八世紀の「新興官僚たち」と同じく、コンカン地方出身のパラモン・カリストに属し、ラトナギリ県コートウラ村出身の司祭者ハリバト・バトワルダン（一六六五—一七五〇年）を始祖としている。この家族の一八世紀における系譜を上に表示する。ハリバトは恐らく一八世紀初め頃ミラジの南方イチャルカランジ地区を領有した知行領主ゴールパデー家の家庭司祭となった。

そして、一七一〇年ゴールバデー家の子息がバーラージ
 ー・ヴィシユワナート・バット（間もなく初代世襲宰相
 となった）の娘と結婚した時、ハリバットは、バーラー
 ジーの知遇を得るようになった⁽¹⁾。間もなく、ハリバット
 の四男ゴービンドと六男ラームチャンドラは宰相府の書
 記に任用され、ゴービンドはやがて騎兵隊長に昇任した。
 そしてゴービンド、その長子ゴーパール、ややおくれて
 ラームチャンドラの子バラシユラームは、第三代宰相
 （在職一七四〇―一七六一）と第四代宰相（同一七六一―
 七二年）の治世に、宰相の側近にあって様々な政治的軍
 事的功績をたて、第四代宰相の時バトワルダン家はその
 最盛期を見た。他方で、ハリバットの三男トリンバクは、
 アカルコト地区を領有した知行領主ボンスレー家に仕え
 その財務官^{アジュムダール}となったが、その二人の子息（ニールカント
 とコンヘル）は宰相に仕え、同族の叔父や従弟たちと
 共に宰相の恩顧を受けた。こうして、特に一七六三年全
 般を通して、バトワルダン家の人々は、或る地区の徴^{カト}
 収^{イスダール}官、ミラジ城の城守などの役職に任ぜられ、同時に、
 次々と諸方の県や郡や分散諸村を、「軍事知行」(Janjeche
 saramjan)として宰相から授与された。『サタラの王及

び宰相の日録選』に散見されるかかる知行授与書には、
 県や郡が授与された場合、「(他の者に対して既に)授与^{ドール}
 された諸村を除き、全支配権と共に」(dumale ganva
 vaia karun darobast amal)と明記されているのが普通
 であるが、この点は後に改めて言及することにする。い
 ずれにせよ、一七六三年一〇月二〇日、宰相政府は、バ
 トワルダン一族の知行の総括として、ゴービンド、バラ
 シユラーム、ニールカントの三名に対し、それぞれ四千
 六百騎、二千四百騎、五百騎の騎馬兵の維持を命じ、その
 ために年収総額二二五万ルピーの知行を与えることを決
 定した。その際、(イ)同族、親族、及び事務職員^{カールケン}の給
 与は、従来の実績を考慮して別途に与えられること、(ロ)
 知行の収入に応じて騎兵を維持し、他の知行領主と同じ
 く、その数を政府に報告すること、(ハ)マイソール国王に
 よって占拠されている地域が奪還されたなら、それも与
 えられること、(ニ)ニールカントの保持すべき騎兵数は翌
 年に千騎に引き上げられ、追加分五百騎（一五万ルビ
 ー）の知行は別に与えられることなども決められた⁽⁴⁾。こ
 れに応じて一七六四年宰相が右の三名に対して連名で与
 えた「徴収承認書」には、次の諸項目が見出される。(イ)

三名の保持すべき騎兵八千騎、その維持費二四〇万ルビ
 ー。(H)衣裳代(これが右に示した同族及び親族に対する
 給与に相当するものと思われる)七万六千九百ルビー。
 これを受ける者として、ハリバットの長男クリシュナの
 子、ブルシヨッタム、メーガシャム、マードウの三名、
 パーランバットの子モローバー、トリンバクの子コン
 ヘール、ゴーピンドの子ワーマンなどの名も記されてい
 る。(I)事務職員に対する給与六万九千二百ルビー。(II)そ
 の他の追加も含めて知行総額二五万四千九百ルビー。(III)そ
 上の額を徴収すべき知行地域は、ミラジ県二郡二二六
 カ村と近隣の四六カ村、合計二七二カ村のうち一四三ヶ
 村、ジャムカンデイ、タースガオン、マンガルウエー
 ダ、カルカンブなど八郡(それぞれの郡において除外さ
 れるべき村名、その保持者、地租額が記されている)、
 アシュテー町とブントアンベー町、分散村落としてプーナ
 県に四村、カルヤーン県に二村など合計二〇カ村、その
 他カルナータカの諸地域(金額ではこの諸地域が最も大
 きく、知行総額の半分に近い一二万八千八〇ルビー余
 りと記されている。)⁽⁵⁾。

次いで一〇年後、一七七三―四年の「徴収承認書」で

は、既に死去したゴーピンドの代りに、その第三子ワー
 マンの名が記され、騎馬総数及びその維持費は一七六四
 年のそれと同じだが、知行総額はやや増加して、二五五
 万八千百ルビーと記され、そして知行地域として、先に
 言及された八郡のうち三郡が削られて新たに別の三郡と
 ショラプール地方からの貢納とが加えられ、更にラヒマ
 トプール町が新たに追加され、その上分散村落の数も二
 七カ村に増加し、これらからの徴収額は二倍近くにふえ
 ている。⁽⁶⁾一九世紀初頭、諸侯や知行領主からの貢納を除
 き、宰相政府の直接統治区域からの年収が約五百万ルビ
 ーであったと推定されている⁽⁷⁾のを考えると、パトワルダ
 ン一族の知行が如何に大きなものであったかが分るであ
 る。更に、一七八四年コルハープール分国の王は、何
 故か理由は明らかでないが、ニールカントの二子(ラダ
 ナートとシヴ)に対し、ミラジ県に南接するクルンドワ
 ド区域とシェードバル区域とを、分国から割譲して与え、
 かくしてパトワルダン家の所領は更に増加した。⁽⁸⁾

他方、一七八三年には、パンドウラングの子チンター
 マンは、グジャラート州のうち宰相直轄区域の州長官に
 任ぜられ、⁽⁹⁾また一七九〇―九二年の第三次アングロ・マ

イソール戦争の際、イギリス東インド会社軍及びニザーム軍と同盟してマラータ軍も出撃したが、バラシュラームは、そのマラータ軍勢の総司令官に任ぜられ、同様に、一七九五年、マラータ連合軍がニザーム軍と激戦して勝った時⁽¹⁰⁾も、バラシュラームはマラータ側の総司令官であった。

詳細は省略するが、一七七〇年代に具体化した宰相職相統問題において、バトワルダン家はほぼ一貫して正統派を支持したため、異端派出身の最後の宰相バージョーラオ二世（在職一七九六—一八一八年）は、バトワルダン家と屢々対立し、反目した。その上、東インド会社の働きかけもあって、バトワルダン家は、第二次アングロ・マラータ戦争（一八〇三—一八〇五年）において、バンドウラングの子チンターマンを除くと、これに積極的に参加することなく、むしろ傍観者の態度を維持した⁽¹¹⁾。最後の第三次アングロ・マラータ戦争（一八一七—一八一年）の際には、バトワルダン一族は、当初軍勢を率いて宰相の許に馳せ参ずる態度を示したが、宰相自身が既に多くの諸侯・知行領主に見放されていたうえ、会社勢力による離間政策もあって、バトワルダン家のうちチンターマンと、

バラシュラームの孫ゴーパールとを除くと、他の一族は所領に引退し、右の両名も間もなく兵を引き揚げた⁽¹²⁾。しかし、この一族は、他の知行領主の多くと同じく、会社による宰相職の廃止には反対し、その継統を強く希望したが会社はこれを拒否した。その結果、宰相は年金を与えられて北インドに追放され、その直接支配区域は「英領インド」に併合された反面、サタラの王、コルハーブール分国、マラータ諸侯、大部分の知行領主たちは、会社の宗主権に従属する藩王として存続を認められることになった。

この間、バトワルダン一族の内部でも、知行の管理権や収入の配分に関して何回か争いが生じ、漸次知行の分割が行われた。最初に、時期は明らかでないが、恐らく一七八〇—一七九〇年の間、バラシュラームは、維持すべき騎馬の数にほぼ比例したものと思われるが、同族知行のうち、タースガーション、ジャムカンディ、フケリーリなど地域を中心とする部分を分け、これを自分の知行として区分したようである。次いで、一七九三年、ニールカントの二人の息子は、かつてコルハーブール分国の王から割譲されたクルンドワド、シェードバル両地域を、両

名の間ではほぼ均等に分割した⁽¹³⁾。更に、ミラジ県を中心とする残りの知行は、ゴービンドの第三子バンドゥラングの次男チンターマンが管理することになったが、これと叔父ガンガダルとの間で知行管理の争いが生じ、一八〇〇年に親族たちの調停によって、チンターマンは二千六百騎、ガンガダルは二千騎を保持することとし、それに比例して知行を区分し、チンターマンはサンダグリー城を本拠とし、ガンガダルはミラジ城を本拠とすることになった(実際には、同族の扶養や、動産・武器類の分割などを含めて複雑な取り決めが結ばれたのであるが、ここでは省略する⁽¹⁴⁾)。そしてこの知行分割は、一八〇八年に至って正式に宰相の承認を得た⁽¹⁵⁾。また一八一一年には、バラシェラムの子息たちの間で、タースガール地区とジャムカンディ地区とに知行が二分され⁽¹⁶⁾、これも、同年宰相の承認を得た⁽¹⁷⁾。こうしてパトワルダン家の知行は、一九世紀初頭までに、サンダグリー、ミラジ、タースガール、ジャムカンディ、クルンドワド、シェードバルの六分家に区分された。

(1) E. W. West, pp. 1—2. G. S. Sardesai, *Historical Genealogies*, Bombay, 1957, p. 35.

- (2) E. W. West, p. 2.
- (3) 『日録選』に散見される「パトワルダン家の成員に対する官職や知行の授与を示す記録は次を見よ。SSRPD, vol. IX, nos. 195, 197—203.
- (4) *Ibid.*, vol. IX, no. 204.
- (5) E. W. West, Appendix A, pp. iii—xxxii.
- (6) *Ibid.*, Appendix B, pp. xxxii—cxiv.
- (7) *Ibid.*, Appendix F, p. cxxxviii.
- (8) *Ibid.*, p. 3 footnote.
- (9) SSRPD, vol. IV, no. 288.
- (10) E. W. West, pp. 9—11.
- (11) *Ibid.*, pp. 19—23.
- (12) *Ibid.*, pp. 30—36.
- (13) ALS, vol. IX, no. 3470 (1793—5—4), pp. 4610—2.
- (14) *Ibid.*, vol. XI, no. 5222 (1800—1—2), pp. 6199—204.
- (15) *Ibid.*, vol. XV, no. 7189 (1808—9—28), pp. 8343—5.
- (16) E. W. West, p. 110.
- (17) SSRPD, vol. V, no. 82, pp. 96—8.

三 知行支配の構造と内容

パトワルダン知行の内的事情を検討する前に、知行領主の宰相に対する義務と呼ばれるべきものを簡単に指摘して置く。第一に、先にも簡単に言及されたように、

「知行に属する諸地域において、^{ドミナ}施与、^{クレンシー}年俸、^{イノム}恩給、^{ドミナ}扶持など(の村や土地)を持つ者たちは、各自の指定額に従って各自の権利として継続されるべきこと。この点について苦情を生じさせぬこと。疑わしい場合にはそれを政府に報告すべきこと。」⁽¹⁾と規定され、県や郡や村が知行として授与された場合、そこにある既存の既得權益(徴収権)は、授与の対象から除外され、知行領主はそれを侵害すべきではなかった。第二に、知行領主は、規定では知行年収の一六%⁽²⁾、実際には一八%から二五%ほどの額を年々宰相の政府に納入すべきであった。更に宰相は、直轄区域におけると同じく、知行区域についても、地租の一〇%増徴、村長・村書記、市場地の長と書記、及び商工業者については一年間の収入を知行領主をして時折り臨時に集めさせ、その納入を義務づけた。⁽⁴⁾この一〇%の臨時徴収はかなり頻繁に要求された見え、パトワルダン家のパラシュラムは、或る年従兄ガンガードルに対して、「以前に一度(一〇%納入を)決めたのは結構ですが、毎日繰り返して要求されるのは結構ではありません。私たちに支払う関連はないと、私たちは(宰相に対して)はっきり申しました。…」⁽⁵⁾と述べ、納

入を拒否するよう進言している。結局拒否し終えたのかどうか明らかでないが、宰相による貢納の要求が、屢々規定を越えていたのは明らかである。第三に、知行領主は、宰相の命を受けて、自己の兵馬を連れて出頭・参軍の義務を負うた。⁽⁶⁾尤も、規定された馬数を常に準備していたわけではなく、普断はそれをかなり下まわる数しか保持せず、最も多い場合でも規定の三分の二ほどを準備したに過ぎなかったようである。⁽⁷⁾知行領主は、この兵馬の数を加減することによって、知行財政を調節する余地をかなり大きく持っていたわけである。しかも、第二次アングロ・マラータ戦争におけるように、宰相そのものの威信が失墜すると、この参軍の義務もかなりルーズなものになった。右のような宰相に対する関係を踏まえて、知行の内部構造を検討しよう。

(一) 知行支配の構造

知行の支配構造の頂点には、言うまでもなく領主パトワルダン家族が居た。この家族は一七六三―四年に、ゴードン(四千六百騎)、その二人の甥、パラシュラム(二千四百騎)とニールカント(千騎)合計三名の名で総額二五四万九千九百ルピーの知行を与えられたことは

既に述べた。一七六四年に宰相が彼らに与えた「徴収承認書」には、右の三名の筆頭代表者として「ゴービンド・ハリー殿」と記されている⁽⁸⁾。その後、ゴービンドとその長子ゴーパールが死去し、一七七三—四年の「徴収承認書」には、知行の筆頭代表者としてゴービンドの次男である「ワーマンラーオ・ゴービンド殿」とされている⁽⁹⁾。間もなくワーマンも死去したと見え、一七七五年の「徴収承認書」の代表者は、ワーマンの甥チンターマンになっている⁽¹⁰⁾（しかし実際には、一七七六年までチンターマンの父バンドゥラングが同族を代表していたようである）。このように、この知行は、一七八〇年以降に分割が始まるまでは、ゴービンドの直系の子孫によって代表されていた。そして同族の他のメンバーは、この代表者（いわば本家）に対して、或る種の家父長制的服従の義務を負うていたようである。例えば一七七六年、宰相が、先に言及された一〇%の臨時徴収を要求した時、王国において既に最も有力な武將の一人になっていたパラシユラームでさえ、宰相に対して「家族には（従兄）パトドゥラングラーオが居ますので、御命令があれば彼に対してなさって下さい。私たちはそれに従います。」と答

え、まず本家筋の代表者を尊重し、それを通して命令されたいと要望している。しかし、家父長制原理といっても、あまりリジッドな状態を想定するのは間違いであろう。何故なら、先に言及されたように、一七八〇年以後、知行そのものが何回か同族員の間で分割され、その後、例えばアングロ・マラータ戦争におけるように、分割された諸分家は互いにかなり自律的な行動をとるからである。要するに領主一族の内部では、かなり緩やかな家父長制原理が支配していたということが出来る。

領主家族の下には、一括して「事務官」と呼ばれた多数の執事たちが居た。例えば一七六四年、パトワルダン一族の側近には、少なくとも、記録官二名、金庫管理官二名、記録整理官七名、騎兵隊担当記録官二名、給与支払い係り二名、書記一名、合計一六名の主な事務官が居り、それぞれ七百ルピーから三百ルピーまでの年俸を認められていた。そして、これらは、事実上世襲の者もそうでない者も居た。そのほかにもっと下級の事務職員が多数居たであろうことは、右の一六名も含めて事務官に対する給与総額が六万九千二百ルピーと記されていることから明らかである⁽¹¹⁾。

他方、知行領主は、知行内の各地域に徴収行政官（マームレダール又はカマーピースダール）、領内の主な町・村に駐在官と駐在兵を派遣して、知行の行政と徴収を行なわせた。このうち、徴収行政官は、領主の重要な家臣、しかも同じカーストに属するバラモン官僚が任命されるのが通例であった。中には、例えば、ラクシュマン・ラーグーのように、かつて宰相直属の地方行政官でありながら、パトワルダン一家がその能力を見込んでスカウトし、チコーディヤやチャムカンディなど重要な地区の徴収行政官に任命し、同時にこれと姻戚関係をさえ結んで、家族関係の中に加え、その子息をも重用した例もあつた。尤もインドの婚姻規則は複雑であつて、カーストが同じでも結婚出来るとは限らないので、領主は、知行管理の要人をすべて姻戚関係で固めたとは到底思えないが、一九世紀の事態から推察すると、かかる要職に同じカーストの成員を就け、いわば拡大された家父长制原理によつて、これらを抱擁しようとしたことは疑いない。

地域の徴収行政官の下には、一人の財務官、複数の記録整理官、駐屯軍などが居た。そして、財務官や記録整理官の職は屢々世襲職であつた。それ故に（と言つてよ

いであろうが）、知行領主は、時折り、これらの代役を任命・派遣して、これらの仕事を牽制させた。知行の現地の事務所におけるこれら世襲役職よりもっと下級の職員（例えば地租査定員）などは、徴収行政官の推挙を受けて、領主が認可し、いわば家産官僚的に採用されたようである。そして領主は、時折り、繩の長さや指定して複数の土地測量員を派遣し、農地の実測も行なわせた。

さて、知行支配のこのような上からの機構に対して、知行の現地には、世襲の郡長と郡書記、世襲の村長、村書補佐及び村書記、世襲の市場地の長と書記など土着の役人機構があつた。私はかつて一七世紀デカンにおけるこの土着役人制度をかなり詳しく紹介したことがあるが、この制度そのものは一八世紀においても殆ど変ることなく存続したので、ここでは詳しい説明は省略する。要するに彼らは宰相の直轄区域にも知行地域にも遍在し、人民の代表者として、上級権力と折衝し、かつ上級権力によつて様々な責任を負わされていた。そしてかかる役職の報酬として郡長と郡書記とは、郡内に数カ村の恩給免稅村、郡内のその他の諸村に若干の恩給免稅地を公認され、また郡内諸村から若干の役得を徴収する権

利を持っていた。(郡長と郡書記は、郡内の若干の村の村長と村書記をそれぞれ兼任していることもあった。)

同様に村長、村長補佐、村書記も村内に若干の免税恩給地を持ったほか、村民から様々な役得を徴収する権利を持った。また市場地の長と書記も、市場の商工業者から若干の役得を徴収した。カースト別に見ると、郡長と村長はマラータ・カースト、郡書記と村書記はバラモン・カースト、市場地の長と書記は商人カーストに属するのが通例であった。いづれにせよ、かかる世襲役職とその報酬は彼らの「家産」^{ワタシ}と見做され、子孫に相続・分割され得た(この意味で世襲)だけではなく、地域社会の確認と上級権力の同意とを得て譲渡・売買もされ得たので、その担当者はかなり頻繁に交替したように見えるが、この制度そのものは一九世紀に英領になって後も暫らくは続いていた。彼らは、各自の管掌区域内いわば土着の小領主として振舞い、特に郡長と郡書記は、公文書においても屢々「領主」^{ザンシ}と呼ばれた。従って彼らの人民に対する影響力は甚だ大きく、彼らの協力なしには地租その他の規則的徴収も殆ど不可能に近かったようである。例えば或る村の納税について、知行領主は、「村長はこ

こに出頭しているが、村書記と村長補佐は来ない。地租徴収の事は中断している。千ルピーから千五百ルピーの未納分が彼(村書記?)の許にある。(彼ら)は不正を行なって逃げ回っている。村の耕作も地租取り決めも彼(?)の掌中にある。従って彼(村長?)と共に兵士を遣わして(彼らを)連れて来させよ。」と自分の子息に命令している。また、知行領主は、地租や諸徴収のほか、時折り、各村に対し夫役や貢納を課したが、この貢納について、ミラジ県の或る郡長は、一村長に対し、次の「保証書」^{カウル}を書いている。「(貴殿の)村に貢納が課せられている。主君はイチャルカンルジー(地名)の駐在所に貴殿を喚問し、貢納の取り決めを行なうよう(小生に)命ぜられた。そこで貴殿は(小生に対し)同村の窮乏状態を説明した。そこでその請願を考慮し、また同村の昨年の耕作状態をも検討して、今年(貢納の)額を二九〇ルピーと確定し、(それ以上を要求しないと)この保証書を発する。上記ルピーを納入し、安心されたい。」⁽²²⁾

(二) 知行支配の内容

右に示されたような知行官僚機構と土着役人機構とを

踏まえた知行領主権の最大の内容をなすものは、言うまでもなく、都市・市場地への入関税⁽²³⁾、都市・農村の商工業者からの營業税⁽²⁴⁾、とりわけ農村からの地租、諸徴収、貢納、夫役⁽²⁴⁾などの徴収であった。商工業者だけではなく、一般の通行人でも都市に入るためには知行領主当局の許可を得る必要があったが、入関税がどのようにして徴収されたのか、当面依拠している資料では明らかでない。デカンの他の地域では屢々そうであったように、ここでも誰かに徴収を請負させたのかも知れない。また商工業者からの營業税の徴収方法も明らかでない。しかし、或る都市では、税ではないが、私通を犯した商人からの罰金は市場地の長がこれを徴収し、また再婚した織工女からの再婚許可料は織工カーストの首長⁽²⁵⁾が集め、これらをその地域の徴収行政官に納めることになっていたのである⁽²⁶⁾。都市の商工業税も、それぞれの職業カーストの地域的首長が集めて納めたのかも知れない。

知行収入の大部分を占めたのは、疑いもなく、農村からの地租、諸徴収、時折りの貢納であったが、これらは、通常、現物ではなく、現金で課せられた。尤も、それが農養生産に占めた割合はここでは明らかでないが、

かつて宰相の直轄区域について述べたように⁽²⁷⁾、パトワルダン家の知行においても生産量の半分から三分の二ほどが徴収の基準であったかもしれない。いづれにせよ、農村からの徴収・納入の直接的責任を負わされていたのは、村長であった。そしてその負担額はかなり苛酷なものであったと思われる。何故なら、滞納した村長は、城の獄舎に投獄され、誰か保証人⁽²⁸⁾(通例近村の村長か村書記)を立てて初めて釈放されることになっていたのである⁽²⁸⁾。一七八三年の或る日ミラジ城の獄舎にいた約一九五名の囚人のうち、少くとも九名は滞納のために投獄された村長であった。これらの村長は、公金着服、窃盜、強盜、殺人、私通その他の廉で投獄された囚人と同じく、通常は鎖⁽²⁹⁾につながれ、屢々打擲⁽²⁹⁾を受けたのである。

知行領主は、地租その他の強制徴収権のほか、右に示したようないわば刑事的な「犯罪」については行刑・裁判権を持ちこれを随時行使したことは疑いない。しかし、カーストや世襲役職⁽³⁰⁾に関する民事的紛議については、知行領主といえども、これを勝手に裁判し、任意に処理すべきではなく、やはり慣行に従って、まず当事者双方や証人たちの出席する裁判集會を指定し、その結果をまつ

べきであつた。⁽³⁰⁾ 例えば、一七八〇年駕籠担ぎカーストに属する三名の人物が一人と二人とに別かれて、「カーストの争い」を起し、二人の方が知行領主配下の恐らく徴収行政官に訴えた。この地方官はもう一人を喚問し留置したが決着に至らなかつた。するとサタラの王の駕籠担ぎ、ブーナの宰相の駕籠担ぎ、その他「駕籠担ぎカースト全員」(かかると表現には誇張がある)が地方官の所に来て、「駕籠担ぎカーストの争いが生じた時には、従来その裁定は彼らのカースト内で行われました。政府に行つたことはありません。」と申し立てたので、地方官はこの件をミラジの領主に報告し、「双方をブーナに送らせて下さい。彼らのカーストはそこ(ミラジ)には誰も居ません(?)」ので、ここ(ブーナ)でカースト全員が集まりカーストの争いをカースト内で解決するでしょう。カースト集会における正義を考えて双方を私の許から(ブーナに)送りましょう。後に不正があれば、それを処罰して下さい。⁽³¹⁾と要請している。また一七八七年、パトワルダン家の知行であるラヒマトプール町の市場地の長の役職に関して二名の人物が争い、町の地方官に訴えた。地方官は町民集会に裁判を指示したが、解決しなかつた

ので、知行領主は改めて別の裁判集會を指定した。しかしここでも解決せず、二人は改めて領主に訴えたので、領主は示談によって解決することを要望し、一方はこれに応じたが他方は応じなかつた。そこで領主は後者を、その兄弟と子息と共に投獄した。ところがこの当事者は獄死してしまつた。その末亡人は、改めて裁判集會で解決するために、息子と義兄弟を釈放されたいと請願し、領主はこれを認めて、裁判集會を指示した。⁽³²⁾ 要するに、かかる「民事問題」については、知行領主はそれをまづカースト集会乃至地域集會にかけて解決させるべきであつた。しかし、それでも解決せず、そして示談にも応じなかつたり、或いは裁判集會で「虚偽」と判定された者は、領主によって屢々投獄された。先に言及されたミラジ城内の囚人名簿には、かかる紛議の故に投獄された人々も少なからず見出される。⁽³³⁾

同時に、知行領主は、右のような強制力を行使しただけではない。その反面には、当然に、人民に対する保護も行われた。領主は、戦場で馬を死傷させた騎士には馬代を支給し、また戦争で傷ついた兵士に対しては若干の手当を支給しただけではない。⁽³⁴⁾ 早魃、軍隊の通過、掠

奪などで荒廢した村落に対しては地租その他を減免した⁽⁹⁵⁾し、また例えは或る皮革業者(賤民)の生後六カ月の息子が腹痛を患って衰弱した時、領主は葬代として一日にバイサすの二日間与えた⁽⁹⁶⁾。

様々な強制力を行使する反面で、こうして必要に応じ、折りにふれて人民を保護することは、インドでめまはり知行領主のつわは道義的義務であったように見える。

- (1) E. W. West, Appendix B, pp. cxii—cxiii.
- (2) Ibid, pp. xxxi, cxiii.
- (3) ALS, vol. VII, nos. 2661—2.
- (4) Ibid., vol. V, no. 1756 (1776—1—7), pp. 2471—2.
- (5) Ibid., vol. VII, no. 2624 (1781—5—7), p. 3623.
- (6) Ibid., vol. IX, no. 3643 (1795—10—21), p. 4782.
- (7) E. W. West, Appendix F, p. cxxxii.
- (8) Ibid., Appendix A, p. iii.
- (9) Ibid., Appendix B, p. xxxiii.
- (10) Ibid., Appendix C, p. cxv.
- (11) ALS, vol. V, no. 1759 (1776—1—7), pp. 2471—2.
- (12) E. W. West, Appendices, pp. iv, xxxiii, cxvi.
- (13) Ibid., Appendix A, p. iv.
- (14) SSRPD, vol. IX, no. 201. (1763—10—14), p. 193; no. 202 (1763—10—14), p. 194.

- (15) ALS, vol. VIII, pp. 4182—3; no. 3094, pp. 4184—5; no. 3104, p. 8195.
- (16) Ibid., vol. XII, no. 5789 (1800—6—11), pp. 6743—4.
- (17) Ibid., vol. XV, no. 7261 (undated), p. 8425.
- (18) Ibid., vol. VIII, no. 3145 (1788—3—30), p. 4251.
- (19) 前掲拙稿「ナーネヤン・ニャーコー王国の地方支配に関する一研究」二〇七一—四一頁を参照。
- (20) 例えは ALS, vol. XV, pp. 8361—6 を見よ。
- (21) Ibid., vol. I, no. 120 (1762—11—26), p. 182.
- (22) Ibid., vol. VII, no. 2547 (1780—6—3), p. 3520.
- (23) Ibid., vol. XV, no. 7189, p. 8344.
- (24) Ibid., vol. I, no. 130 (1762—12—2), p. 194.
- (25) Ibid., vol. VII, no. 2707 (1783 A. D.), p. 3746.
- (26) Ibid., vol. VIII, no. 3114 (1789 A. D.), p. 4212.
- (27) 拙稿「一七世紀トナータ王国における農奴の支配」『一橋大学』五三・三(一)四一—五六頁を参照。
- (28) ALS, vol. VII, nos. 1703—4 (1783 A. D.), p. 3745; vol. XV, nos. 7252—3 (1784 A. D.), pp. 8422—3.
- (29) Ibid., vol. VII, no. 2702, pp. 3726—7, 3733, 3740.
- (30) 前掲拙稿「ナーネヤン・ニャーコー王国の地方支配に関する一研究」二二六—七頁。前掲拙稿「十八世紀トナータ王国の国家とカースト」五一—五頁を参照せよ。
- (31) ALS, vol. VIII, no. 2566, p. 3556.
- (32) Ibid., vol. VIII, no. 3115, pp. 4213—4.

- (33) Ibid., vol. VII, no. 2702, pp. 3720—44.
 (34) Ibid., vol. VII, nos. 2625—31.
 (35) Ibid., vol. I, no. 68 (1763 A. D.), p. 96.
 (36) Ibid., vol. XV, no. 7224 (1786 A. D.), pp. 8412—3.

四 植民地統治と知行領主制

先に述べられたように、第三次アングロ・マラータ戦争（一八一七—一八一年）の結果マラータ王国は滅亡した。宰相の直轄区域は英領に併合され、宰相自身は年金を与えられて北インドに追放された。またサタラの王、コルハール分国の王、インド各地のマラータ諸侯はそれぞれ東インド会社に従属する藩主として存続を認められた。同様に、宰相配下の知行領主たちも、最後まで宰相に殉じた若干の家族を除いて、大多数は、第三次戦争の際、会社当局による戦線離脱の勧告と所領の安堵乃至増加の保証とに応じて宰相から離れ、その結果、それぞれ別個に会社権力と従属条約を結び、デカンの各地に散在する小藩王として存続を許された。最後の宰相の二〇余年にわたる数々の失政は、一般民衆だけではなく、諸侯や知行領主の大多数の支持を失なってしまうていたとはい

え、第三次戦争中は会社権力の威嚇と宰相への奉仕義務との矛盾の中に立たされ、戦後は英人駐在官の厳しい監視の下で、かつて宰相に対して負うていた諸義務を改めて会社に対して負わされることになった知行領主たちの言動には誠に微妙なものがあつた。⁽¹⁾

いずれにせよ、こうしてマラータ王国に勝ち、やがて一九世紀中頃までに全インドを征服した東インド会社は、インドのほぼ半分の地域を「英領インド」としてそこに直接統治を行ない、他の半分には総数六百を越える大小多数の藩王国を設置して、これらの地域を間接統治の対象としたのであつた。

こうして全インドに主権を確立すると、内政の不干渉を原則とした筈の藩王諸国に対しても、やはり様々な介入政策がとられることになる。それらの主なものを列挙しよう。

第三次アングロ・マラータ戦争終結直後、会社当局は、旧知行領主層に対して外交・宣戦の権限を拒否し、会社への忠誠と軍役、会社領から逃入した罪人の引き渡し、及び領内の治安維持を義務づけ、かかる義務を履行する限りにおいて内政の一般的自治を承認した。⁽²⁾ また知行は

多少の加減を受けたのち、相続の都度会社の承認を得ることを条件として世襲とされた。そして内政が「全く混乱」した場合にのみ会社権力が介入し必要な改革を行なうが、それも首長の自発的な同意を得て行われることも決められた。⁽³⁾

しかし、会社の主権が確立すると、後に指摘されるように内政に不断に介入しただけではなく、インド全域の藩王国について、正嫡の後継者の居ない藩王は養子によって所領を相続させることを認められなければならないとする「失権の原理」(Doctrine of Lapse)が打ち出された。そして特に一九世紀中頃までに、数多くの藩王国がこの原理の適用を受け次々と「英領インド」に併合された。マラータ系の藩王国についても、一八四八年にサタラ藩王国、一八五三年にナーグプル藩王国とジャンシー藩王国とが英領に併合された。もっと規模の小さなバトワルドン諸王家でも、一八二二年にミラジ藩王国が同族の間で四分割された後、一八四二年に第四分家、一八四五年に第三分家がそれぞれ廃止され、所領は英領に併合された。⁽⁴⁾ また一八二一年にジャムカンディ家から派生したチンチニ一家も一八三六年に廃止され、更にバトワルドン一族の最

も有力な武将であったバラシュラムの直系の子孫タースガーオン家も一八四八年に接収された。⁽⁵⁾ 同様に、かつてトリンバクの子ニールカントの子孫たちが保持したシェードバル領も一八五七年に英領に併合された。⁽⁷⁾ こうして、南マラータ地方で最大の知行領主であったバトワルドン一族のうち、サングリー家、ミラジ家、ジャムカンディ家、クルンドワド家だけがその主要なメンバーとして残った。同地方の他の小藩王諸国でも同様の事態が生じた。⁽⁸⁾ このような廢家に際して、王の親族や兵士は、時折り一般領民の支持をも得て、屢々武装反乱に訴え抵抗したのであるが、その都度会社権力によって鎮圧された。周知の通り、この「失権の原理」は、一八五七―九年に北インドを中心に勃発した「セポイの反乱」の直接的な原因の一つであった。従って、「反乱」鎮圧の途中でそれは正式に撤回され、その後は、藩王国を積極的に保護し、存続させる政策がとられた。

このような併合政策と並んで、もう一つの重要な政策は藩王国の武装解除であった。第三次アングロ・マラータ戦争が終結に近付いた頃、会社当局は、知行領主層に対する政策の一環として「各領主が提供する義務を負う

騎馬数を大きく削減したい。」との方針を表明した。そして間もなく、当局は、バトワルダン一族との取り決めにおいて、彼らは宰相時代に決められた騎馬数の四分の一だけを維持し、それを以って会社のための軍役に服すべきことを定め、更に、この軍役を恒久的に金納に代えることを提案した。他方、バトワルダン一族も、本来宰相に仕えるべきであった軍隊を以って会社に仕えることを「不名誉」と見做し、むしろ軍役の金納を希望したので、この希望は直ちに認められた。他の知行領主の中には、軍役を全く免除され、代りに一定額の貢納を会社に納めることを課せられたものも居た。このような武装解除を決定的に押し進めたのは、一八五七―九年の「セポイの反乱」であった。北インドを中心にして生じたこの「反乱」には、かつて北インドに流されたマラータ王国の宰相の養子ナーナー・サーヘブやその執事タンティヤ・トーベ、また「失権の原理」を適用されて廢国にされた元ジャンシー藩王国の王妃ラクシュミ・バイなどマラータ連合王国の指導者の子孫たちが周知の通りかなり主導的な役割を演じたのであるが、この「反乱」が北インドで勃発すると間もなく、南マラータ地方の藩王国

においても反英反乱の気配が生じた。そこで会社政府は、一八五八年春この地方の全藩王に対し、大砲その他の軍需品を最寄りの英領基地に提出することを要求した。一部の藩王は自発的に、他の藩王は余義なくこの要求に応じた。こうして例えばサングリー城では、二門の大砲だけを礼式用に残し、他の六一門の大砲と一〇八挺のジنگル銃が英領に引き渡された。しかし、ナルグンド地区四一カ村を領有した別のバラモン藩王は、「恥辱よりも死を選ぶ」と宣言し、説得に赴いた英人官吏を殺して反英反乱を始めた。しかし彼は鎮圧軍に捕えられて絞首刑に処せられ、所領は没収された。同じ頃、バトワルダン一族のジャムカンデイ王も武装反乱の準備をしたが、事前に政府によって察知され、領内の全城砦の取り壊し、すべての大砲・軍需品の没収、兵員数の大幅削減を条件として、所領の保持を許された。こうして、インド全域の藩王諸国と同じく、南マラータ地方の小藩王国も、殆ど礼式用の意味しか持たない兵員を除いて、武装を大きく解除された。

第三の重要な政策は、藩王諸国の内部行政への直接的介入であった。小藩王たちは、規定の四分の一ほどに削

減されたとはいえ、一定数の騎兵隊の維持費を恒久的に会社
に納めねばならなかった。かつては、兵馬の数を加減すること
によって軍隊維持費をかなり大幅に調節出来たのであるが、今
はそれも難しくなったわけである。この事情が主な原因にな
ったかとも思われるが、一九世紀前半殆どすべての藩王諸国
において財政難と負債の累積とが生じた。そして屢々債権者
たちは、王側近の事務官職や地方徴収官職（一括して執事カバールと呼ばれた）に就き、或いは執事たちと結託して王国の財政を専断し、王国の収入から利子・元金・その他の名目で金品を着服する事例も多かったようである。いづれにせよ会社政府は、かかる事
態について英人駐在官から報告を受け、藩王たちに対し繰り返して執事の交替を要求し、或いは随時介入して執事を罷免し、会社政府の裁判所において裁判にかけ、代りに、会社政府に勤めていたインド人官吏を派遣して執事に就任させたりした。¹⁸⁾このような介入は首長によって必ずしも歓迎されたわけではない。例えば一八五八年に政府はサングリー藩王国の或る執事の「専断」を牽制させるために、二人の執事を新たに任命・派遣したが、そのうちの一人がたまたまバラモンではなくもつと

下級のブラブー・カーストの成員であった事情もあって、藩王はこの任命に強く反対し、「専断」を疑われた執事も自発的に辞任してしまった。¹⁹⁾このような反対や抗議にもかかわらず、内政介入は繰り返して強行されたのである。他方で、首長たちは「バックス・ブリタンニカ」の下で必ずしも無為・安逸の日々を過したわけではない。彼らも多くは、領民に対する保護の伝統を継いで、領内に多数の井戸や池を掘って農業の振興を計り、また多くの学校も建てて領民の教育にも関心を向けた。²⁰⁾中には、土地の規則的調査を行ない、地租の長期的固定をする領主も居た。²¹⁾しかし、所詮彼らは、武力を剝奪されたとはいえ、司法・行刑権はほぼ普通に保持する中世紀の遺制以上のものではなかったようである。善悪は別として、英領インドにおいては様々な変革が導入され、それに対応してインド人の側でも多様な新しい動きが現われた。そしてかかる動きの一環として、英領インドでは一九世紀中葉以後、新興知識層による新しい民族主義が台頭し、インドを独立へと導いたのであるが、他の地域の藩王国と同じく南マラータ地方の藩王諸国も、かかる新しい動きには殆ど積極的に関与することなく、中世的様相を固守し

たのであった。そして独立直後新政府の断行した藩王国
廢止政策によって、南マラータ地方に散在した総数一七
の藩王国も消滅し、インド共和国に併合されたのである。⁽²²⁾

- (1) E. W. West, Appendix F, pp. cli—clxvii.
- (2) Ibid., Appendix D, pp. cxvii—cxix; Appendix F, pp. cxlii ff.
- (3) Ibid., Appendix F, pp. clxxi—clxxx.
- (4) Ibid., pp. 105—6.
- (5) Ibid., p. 123.
- (6) Ibid., p. 128.
- (7) Ibid., p. 149.
- (8) Ibid., p. 203 (Kitur State); p. 219 (Nipani State).
- (9) Ibid., Appendix F, p. cxxxii.
- (10) Ibid., Appendix F, pp. cxlii—cxlii.
- (11) Ibid., Appendix F, p. clxi.
- (12) Ibid., Appendix F, p. clxv.
- (13) Ibid., p. 178.

- (14) Ibid., p. 192.
- (15) Ibid., p. 66.
- (16) Ibid., pp. 192—4.
- (17) Ibid., pp. 119—20.
- (18) Ibid., pp. 63, 66, 81—2 (Sangli State); pp. 90—3 (Miraj State); pp. 114—6 (Jamkhandi State); p. 140 (Kurundvad State); pp. 147—8 (Shedbal State); p. 167 (Mudhol State).
- (19) Ibid., pp. 66—7.
- (20) Ibid., pp. 36—7 (Patvardhan States); pp. 61, 73—4 (Sangli State); p. 95 (Miraj State); pp. 118—9 (Jamkhandi State); pp. 166—9 (Mudhol State).
- (21) Ibid., p. 74 (Sangli State); p. 213 (Savanur State).
- (22) V. P. Menon, *The Story of the Integration of the Indian States*, Longmans, Green & Co., 1956, pp. 199—204.

(四五・八・三二) (一橋大学助教授)